

平成25年度第23回教育研究評議会議事要旨

日 時 平成26年3月5日（水） 11時45分開会
13時03分閉会

場 所 T V会議

欠席者 佐藤副学長、蛭田副学長、星野副学長、長谷評議員、酒井評議員、
佐々木評議員

○議題等

1 国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科担当教員の選考について

学長から、資料2に基づき、国際地域学科（函館校）及び芸術・スポーツ文化学科（岩見沢校）の担当教員候補者の変更に伴い、新たに大学設置・学校法人審議会の審査を受けていたところ、当該審査において可と判定された候補者について、「新学科設置に係る教員選考等に関する要項（平成23年12月22日開催教育研究評議会決定）」に基づき、次のとおり選考したい旨の提案があり、これを承認した。

- 国際地域学科（函館校） 新規採用候補者1名
- 芸術・スポーツ文化学科（岩見沢校） 新規採用候補者1名

2 北海道教育大学学校臨床教授について

蛇穴理事から、資料3に基づき、本学に学校臨床教授を置くための要項（案）について説明があった。

各評議員から、「公募により、教育に精通した優秀な人材を採用すべきである」「本制度は文部科学省からの補助金で行われるものであり、補助金が打ち切られた後の対応を考えておくべきである」との意見が出されたことに対し、学長及び蛇穴理事から、公募による方法を含め優秀な人材を採用するための方策を検討していること、また、本制度は本学の教員養成課程の改革にとって重要なものであり、成果が認められる場合には、本学の予算で継続することを検討していく旨の説明があった。

これらの議論を踏まえ、今後、速やかに学校臨床教授の採用にあたっての手続きを進めることを承認した。

なお、平成26年4月の採用人数については、予算及び選考の状況等を踏まえ、判断していくこととした。

3 第2期中期目標・中期計画の変更について

学長から、資料4に基づき、文部科学省より本学から提出した中期目標の修正案の例示があり、3月6日（木）までに回答を求められている旨の説明があった。

各評議員から、「中期計画（6）の教員の年俸制、業績評価体制に係る記述について表現の工夫が必要である」「中期計画5-3及び5-4で示されている開発・実施するという表現について、弾力的な表現に修正することはできないか」との意見が出された。

これらの議論を踏まえ、教育研究評議会で出された意見等を考慮しつつ、学長の責任において決定し、文部科学省に提出することとした。

○ 報告事項

1 地位確認等請求上告受理申立て事件について

総務課長から、地位確認等請求上告受理申立て事件について平成26年2月20日付けで、本学申立ての不受理が、最高裁において決定した旨の報告があった。

各評議員から、本日は報告のみとし、今後、どのように対応していくのか等を検討していく必要がある旨の意見が出され、次回、招集の教育研究評議会において、過去の教育研究評議会における内容及び判決内容について、資料を提示することになった。

2 学長任命取消等請求控訴事件について

総務課長から、学長任命取消等請求控訴事件について、平成26年2月21日に札幌高裁において判決があり、第一審に続き、国及び本学が全面勝訴した旨の報告があった。

以上